

令和7年度 社会福祉法人松山市社会福祉事業団職員採用試験実施要領

令和7年7月24日

第1次試験日 テストセンター(※1) 令和7年9月8日(月)～21日(日)

ペーパーテスト(※2) 令和7年9月21日(日)

(テストセンターとペーパーテストのいずれかを選択できます。)

(※1)「テストセンター」とは、事業団が指定する期間内(9月8日(月)～9月21日(日))に、リアル会場及びオンライン会場のいずれかを申込者自身が選択し、リアル会場は選択した会場(全国7都市の会場から選択可能)で、オンライン会場は自宅等で、パソコンを使用して受験する方法です。

(※2)「ペーパーテスト」とは、事業団が指定する会場及び日時(9月21日(日)9時00分～)に、マークシートで受験する方法です。

申込受付期間 令和7年7月25日(金)～8月15日(金)(消印有効)

令和7年度社会福祉法人松山市社会福祉事業団職員採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分			採用予定人数	勤務場所
事務職		B	1人程度	社会福祉法人松山市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)が運営する社会福祉施設、総務課等
技術職	保育士	C	3人程度	事業団が運営する児童発達支援関連施設等
	児童指導員	D	2人程度	
	作業指導員・生活指導員	E	1人程度	事業団が運営する障害福祉サービス事業所等
	児童厚生員	F	1人程度	事業団が運営する児童館等

(注)採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

試験区分			職務内容
事務職		B	一般事務
技術職	保育士	C	主に、障がい児等に対し、日常生活動作の支援・指導、感覚・運動の発達指導及び保護者に対する相談、助言等の支援を行う。
	児童指導員	D	
	作業指導員・生活指導員	E	主に、障がい者等に対し、生産活動などの就労訓練、日常生活訓練及び入浴、食事、送迎などの日常生活支援等を行う。
	児童厚生員	F	主に、18歳未満の児童に対し、児童健全育成業務を行う。

3 受験資格

次の(1)及び(2)の全ての要件を満たす者

(1) 各試験区分の受験資格

試験区分			受験資格
事務職		B	平成4年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた者 (※)
技術職	保育士	C	ア 昭和41年4月2日以降に生まれた者 イ 保育士の資格を有する者又は令和7年度中に保育士の資格を取得見込みの者
	児童指導員	D	ア 昭和41年4月2日以降に生まれた者 イ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校のいずれかの教諭の免許状を有する者又は令和7年度中に当該免許状を取得見込みの者
	作業指導員・生活指導員	E	ア 昭和41年4月2日以降に生まれた者 イ 次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当する者 (ア) 社会福祉士の資格を有する者又は令和7年度実施の国家試験により社会福祉士の資格を取得見込みの者 (イ) 介護福祉士の資格を有する者又は令和7年度実施の国家試験により介護福祉士の資格を取得見込みの者
	児童厚生員	F	ア 昭和41年4月2日以降に生まれた者 イ 次の(ア)及び(イ)のいずれかに該当する者 (ア) 保育士の資格を有する者又は令和7年度中に保育士の資格を取得見込みの者 (イ) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校のいずれかの教諭の免許状を有する者又は令和7年度中に当該免許状を取得見込みの者

(※)平成16年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)又はこれと同等と認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者及び令和8年3月末日までに大学等を卒業する見込みの者も受験可能です。(いわゆる飛び入学による大学卒業見込み者)

(2) 各試験区分共通の受験資格

次のアからウまでに該当しない者

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

イ 事業団職員又は松山市職員として懲戒解雇又は懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
申込書の持参	令和7年7月25日(金)～令和7年8月15日(金) (月曜日～金曜日(祝日を除く。))の午前8時30分～午後5時15分)
申込書の郵送	令和7年7月25日(金)～令和7年8月15日(金)(消印有効)

5 申込方法（事業団総務課の所在地等は最終頁を参照）

(1) 申込書及び受験票を次の方法で入手してください。

事業団ホームページからダウンロード・印刷ができますので、A4 両面印刷をしてください。
なお、申込書及び受験票は、事業団総務課、松山市人事課、松山市役所本館案内所、松山市市民サービスセンター(フジグラン松山・いよてつ高島屋)、松山市各支所でもお渡しします。
※郵便で請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」と朱書きし、あなたの宛先を記入した返信用封筒(角形 2 号サイズ・A4 判の封筒に 140 円分の切手を貼ったもの)を同封して総務課に送付してください。

(2) 申込書、受験票及び返信用封筒を総務課に提出してください。

- ア 申込書及び受験票に必要事項を記入してください。
- イ 申込書及び受験票には同じ写真を貼り、写真の裏に申込者の氏名を記入してください。
- ウ 写真は申込前 6 箇月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、背景が無地、縦 4.5cm×横 3.5cm 程度のものとしてください。
- エ 返信用封筒(長形 3 号サイズの封筒に 110 円分の切手を貼り、あなたの宛先を明記したもの)を用意してください。
- オ 申込書、受験票及び返信用封筒を事業団総務課に持参又は郵送(簡易書留)で提出してください。
※郵便で提出する場合は、封筒の表に「受験」と朱書きし、封筒の裏に必ず差出人の住所と氏名を記入してください。
※簡易書留の控えは、受験票が届くまで保管してください。
※令和 7 年 9 月 5 日(金)までに受験票が届かない場合は、総務課にお問合せください。

6 試験日時

試験は第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験とし、第 2 次試験は第 1 次試験の合格者を対象に、第 3 次試験は第 2 次試験の合格者を対象に行います。

区分	試験日時		試験会場	合格発表
第 1 次 試 験	テスト センター	令和 7 年 9 月 8 日(月)～ 21 日(日)の間で申込者が 選択する日時	リアル会場及びオンライン会場の うち、申込者が選択する会場	令和 7 年 10 月上旬 ～10 月中旬(予定)
	ペーパー テスト	令和 7 年 9 月 21 日(日) 午前 9 時 00 分～ (午前 8 時 40 分開場予定)	申込者に通知する。	
第 2 次 試 験	前半	令和 7 年 10 月 19 日(日)	第 1 次試験合格者に通知する。	令和 7 年 11 月上旬 (予定)
	後半	令和 7 年 10 月 20 日(月)	第 2 次試験前半受験者に通知する。	
第 3 次 試 験	令和 7 年 11 月中旬～下旬(予定)		第 2 次試験合格者に通知する。	令和 7 年 12 月上旬 (予定)

(注)第 2 次試験は、前半と後半の両方を受験する必要があります。

7 第1次試験の受験方法

第1次試験の基礎能力試験(SPI3)の受験方法は、テストセンターとペーパーテストの2つの方法があり、申込時にいずれかを選択する必要があります。

(1) テストセンター（令和7年9月8日（月）～9月21日（日）にパソコンを使用して受験する方法）

申込受付期間終了後、受験に必要な URL 及び企業別受検 ID を、申込書に記入されたメールアドレス宛に電子メールで送信します。電子メールを確認後、速やかにテストセンターでの受験登録をしてください。試験会場は全国7都市にあるリアル会場（四国内には設置されていません。御注意ください。）及びオンライン会場のいずれかを選択してください。各テストセンターの申込者数の状況によっては、希望する日時や会場で受験できない場合がありますので御注意ください。

また、テストセンターで受験する場合は、自宅等のパソコン又はスマートフォンで性格検査を受験する必要があります。性格検査は、テストセンター会場の予約を行った日の 27 時(翌日の午前 3 時)までに受験する必要があります。

(注)テストセンターでのトラブルについては、一切責任を負いませんので、あらかじめ御了承ください。

テストセンターの基本情報



<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/>

テストセンターの会場案内



<https://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/list.html>

(2) ペーパーテスト（令和7年9月21日（日）にマークシートで受験する方法）

ペーパーテストを希望された場合は、受験票の発行に併せて、会場の詳細をお知らせします。

8 試験の方法

区分	科目		内容			時間
第 1 次 試 験	基礎能力試験 (SPI3)		言語情報の理解力、論理的な思考力、数量情報の処理能力			受験方法により異なる
	(注)基礎能力試験(SPI3)に併せて実施する性格検査は試験の参考とするものであり得点化はしない。					
第 2 次 試 験	前半	専門試験	「9 出題分野」のとおり	事務職	択一式(40 問)	120 分
				保育士	択一式(30 問)	90 分
				児童指導員	記述式(6 問)	90 分
				作業指導員・生活指導員	記述式(6 問)	90 分
				児童厚生員	記述式(6 問)	90 分
		集団面接	主として人物についての集団面接			約 45 分
	後半	集団討論	出された題に対する集団での討論			約 45 分
	(注)得点配分は、第 1 次試験：第 2 次試験(専門試験：集団面接：集団討論)＝1：9(3：3：3)とする。					
第 3 次 試 験	口述試験		主として人物についての個別面接			約 20 分
	(注)得点配分は、第 2 次試験：第 3 次試験(口述試験)＝4：6 とする。					

9 出題分野

試験区分	内容
事務職	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健 ※障害児保育については、上記のいずれかの分野で出題することがあります。
児童指導員	社会福祉原論、障害者福祉論、児童福祉論、心理学、発達心理学、児童心理学 等
作業指導員・生活指導員	社会福祉の原理と政策、障害者福祉、心理学と心理的支援等
児童厚生員	社会福祉、児童福祉、児童心理、教育原理等

10 試験結果等

- (1) 第1次試験、第2次試験及び第3次試験の可否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号は、事業団前掲示板に掲示するほか、事業団ホームページでも公開しますので、可否は事業団前掲示板や事業団ホームページでも確認してください。なお、電話での可否の問合せにはお答えできません。
- (2) 次の5項目は、第1次試験及び第2次試験は受験者全員に、第3次試験は不合格者のみに通知します。
(総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点)

11 採用予定日等

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)に登載され、このうちから採用者を決定します。

採用は、おおむね令和8年4月になります。ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

また、所定の時期までに受験資格として必要な免許又は資格を取得しなかった者は採用されません。なお、受験資格として必要な免許又は資格を取得見込みの者は、取得できることが確定した後に採用します。

12 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 原則として、午前8時30分から午後5時15分まで(休憩1時間を含む。)の1日7時間45分、1週間につき38時間45分です。ただし、勤務場所等によって異なる場合があります。

- (2) **給与等** 事業団給与規程等の規程に基づき、原則として次のとおり支給します。職歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整し、給料月額を決定します。また、給料の支給日は、原則として毎月 21 日です。

試験区分	初任給(現行)	諸手当
事務職	月額 218,100 円 (大卒)	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等
保育士	月額 215,900 円 (2 年制短大卒)	
児童指導員	月額 235,100 円 (大卒)	
作業指導員・生活指導員	月額 215,900 円 (2 年生短大卒)	
児童厚生員	月額 208,900 円 (2 年制短大卒)	

(注) 上記の初任給には、処遇改善手当及び特殊勤務手当を含んでいます。

- (3) **有給休暇** 年次休暇(1 年当たり 20 日・繰越により最大 40 日)、療養休暇、特別休暇
- (4) **試用期間** 採用後 6 箇月間は試用期間です。試用期間の勤務成績が良好でない場合は、解雇することがあります。
- (5) **福利厚生** 健康保険(全国健康保険協会)、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険
- (注) 上記の勤務条件は改定されることがあります。

13 その他

- (1) 第 1 次試験をペーパーテストで受験する場合は、第 1 次試験当日は、受験票、HB の鉛筆数本、消しゴム及び時計(辞書、電卓、端末等の機能があるもの及びそれらの機能の有無が判別しづらいもの、秒針音のするもの、キッチンタイマー並びに大型のものの使用は認めません。)を持参してください。試験時間中、これら以外のものは、許可なく使用できず、机上也に置けません。
- (2) 第 1 次試験、第 2 次試験及び第 3 次試験それぞれにおいて、全ての科目を受験した者を受験者とし、公共交通機関の遅延等理由を問わず、1 科目でも受験しなかった者は欠席者とし、
- (3) この試験で提出された書類等は、原則として、返却できません。
- (4) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (5) 申込者数や平均点等は、順次、事業団ホームページで公開します。
- (6) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、事業団とは一切関係がありませんので注意してください。
- (7) 台風等の非常災害により、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、事業団ホームページでお知らせします。
- (8) その他質問等は、祝日及び休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに事業団総務課にお問合せください。

<申込み先 及び 問合せ先>

〒790-0808 松山市若草町 8 番地 3

社会福祉法人松山市社会福祉事業団 総務課 (松山市ハーモニープラザ 3 階)

(TEL) 089-921-5311 ・ (FAX) 089-921-5995

(ホームページ) <https://www.matsuyama-sww.o.jp/about/recruit/>